

復興交付金事業計画

計画名称 宮古市復興交付金事業計画
計画策定主体 岩手県・宮古市
計画期間 平成23年度～平成27年度
計画区域 宮古市全域（旧宮古市、旧田老町の区域）
計画区域における震災による被害の状況 <p>岩手県宮古市は、東日本大震災により震度5強を記録、その後最大波8.5メートル以上の津波が襲来し、重茂姉吉地区では、津波遡上高が観測史上国内最大となる40.5メートルを記録したほか、市の沿岸部の浸水域は10平方キロメートルにも達し、建物用地・幹線交通用地の21パーセントが浸水するなど、甚大な被害を受けた。</p> <p>死者・行方不明者550人、負傷者は33人におよび、建物の被害は全壊3,669棟、半壊1,006棟、一部破損等2,259棟、合計6,934棟（宮古市全体の1/6）であった。また、震災直後に発生した火災は、住居のほか山林へも延焼した。さらに当市の中心的な産業である水産業に係る養殖施設・漁港施設・魚市場・水産加工施設・倉庫等及び港湾施設、沿岸地域に位置する観光施設の被害額は膨大で、また、物流の要となる道路・鉄道ともに津波により寸断され、JR山田線については現在も不通となっている。</p> <p>とりわけ、田老地区、鉾ヶ崎地区、重茂地区は集落の家屋の多くが倒壊・流出するなど、その被害は壮絶なものとなった。また、津波被害は市の中心部の商店街や工業集積地域にもおよび、1,078事業所が被災し廃業や移転を余儀なくされている事業者も出ている。現在、被災者のうち市内仮設住宅等には4,012人が居住し、約625人が市外での避難生活を余儀なくされている。</p> <p>なお、山間部に位置する新里地区、川井地区は津波の被害は免れたものの、震度5を上回る揺れにより建物被害が生じたほか、主要な道路の法面崩落などにより、市民生活に著しい支障が生じた。</p> <p>さらに、これらの地区の住民の中には沿岸部の事業所で就業しているものも多く、沿岸の区域と密接な関わりを持っているため、当市の復興にはこれらの区域も含めた全域での復興が必要となる。</p>

震災の被害からの復興に関する目標

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた市の産業と雇用を回復させ、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指し、以下の目標を掲げる。

(1) すまいと暮らしの再建

・今後の高齢化社会の進展も踏まえた生活の諸機能がコンパクトに集積し、安全・快適で歩いて暮らすことのできるまちづくりに留意しつつ、安心して暮らすことのできる住まいの確保を図る。

また、地域の将来のための人材育成や教育の強化を重点的に進めると同時に、雇用、保健・医療、福祉も含めあらゆる面から被災者のすまいと暮らしの再建を図る。

(2) 産業・経済復興

・被災した水産業、商工業をはじめ、農林業など各産業の復興に向けた取り組みを支援する。

また、当市の産業振興を牽引するモノづくり支える地場企業育成と企業誘致の推進並びに、豊かな地域資源が総合的に結びついた魅力ある観光の復興再生への取り組みなど、全ての産業の再生を図る。

(3) 安全な地域づくり

・二度と同じ大災害を繰り返さないため、津波による被害を最小限にとどめるまちづくりの推進や、災害に強い交通ネットワークの形成、再生可能エネルギーの確保・推進、災害に備えた地域防災力の向上、防災・危機管理体制の強化・再構築など安全な地域づくりの実現を図る。

対象事業 別紙

基金造成の有無

有 / 無 (基金造成主体：岩手県、宮古市)

復興ビジョン、復興計画、復興プラン等

別紙 宮古市東日本大震災復興計画 (基本計画)